

事務連絡
令和4年7月15日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）

令和4年7月15日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更され、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年7月15日事務連絡）において、感染防止策として「効果的な換気のポイント」を追加する等の一部見直しを行ったところである。

各都道府県並びに各府省庁においては、基本的対処方針及び本事務連絡等を踏まえ、対応をお願いしたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、イベント開催時に必要な感染防止策の項目等について変更があり得ることに留意されたい。

1. 安全計画について

（1）概要（別紙1を参照）

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

（※1）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては5,000人超のイベント。

（※2）参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

(※3) 「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることがある。

(2) 感染防止策の項目（別紙2参照）

以下の①～⑦の項目について、具体的な感染防止策を安全計画に記載する。なお、各都道府県において、各地域の感染状況等に応じて、項目を追加することは差し支えない。

- ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等
(※) マスクの着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない。
- ② 手洗、手指・施設消毒の徹底
こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等
- ③ 換気の徹底
機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ④ 来場者間の密集回避
入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施等
- ⑤ 飲食の制限
飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底等
- ⑥ 出演者等の感染防止策
有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理の徹底等
- ⑦ 参加者の把握・管理等
チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握等イベント前後の感染防止の注意喚起等

2. 都道府県及び府省庁における対応事項（別紙3～5参照）

(1) 都道府県

【事務手続】

- ① 本事務連絡の内容について、広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等（※1）が、イベント開催日の2週間前までを目途に都道府県に提出する（※2）よう促すとともに、提出後に計画の変更

が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。なお、イベント主催者等がチケット販売を見据え、時間的余裕をもって安全計画を提出し得ることに留意し、都道府県は、イベント開催の2週間前よりも前に提出があった場合にも、原則、提出があった時点で、受け付けること

(※1) イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。

(※2) 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。

- ② 安全計画の内容について、以下の点の確認を行い、感染防止策として不十分であると判断した場合は、イベント主催者等に対して必要な助言等を行う（※）こと。その際、イベント主催者等の事情に配慮し、安全計画提出後、原則1週間以内を目途に連絡すること。提出後に計画の変更があった場合においても、可能な限り柔軟に対応を行うこと

(※) 本事務連絡2(2)②の「問題が発生したイベント主催者等」から提出された安全計画については、十分に確認すること。

＜確認事項＞

○基本的感染防止策の全項目にチェックが入っているか。

○項目ごとに具体的に記述された内容が、以下の観点を参考に、有効かつ実現可能なものとなっているか。

(観点)

・イベントの規模に対する妥当な感染防止策の規模か。

(例：消毒液設置数や誘導スタッフの数、参加見込者や出入口数に見合った分散入退場の計画（分割単位や開場時間等）が妥当か)

・有効な感染防止策となっているか。

(例：チェックした項目に対して妥当な対策となっているか)

・計画だけでなく実効性が担保された感染防止策となっているか。

(例：イベント前後やイベント中に確実に実行できる内容か。)

・イベントや利用施設に固有のリスクがある場合、それらのリスク分析や対策がなされているか。

(例：大声での応援等が起こり得るイベントを想定した大声抑止策や換気設備、開催スケジュールを考慮した換気の計画となっているか)

・対象者全員検査を実施する場合は、具体的な確認方法について、実行可能性が十分か。

(例：利用見込者数に対して十分な受付窓口やスタッフ数、受付時間があるか)

- ・有識者から助言を受けている場合は、その助言内容を踏まえた感染防止策となっているか。

- ③ 対象者全員検査を実施するイベントについて、イベント主催者等は、その旨を明記した安全計画を提出することによって、対象者全員検査を実施する旨を都道府県に登録したとみなすこととし、都道府県は登録のあったイベント主催者等の一覧をホームページ等で公表するなど、利用者に周知すること。
- ④ イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を都道府県に提出する（※）ようイベント主催者等に対して促すこと。
(※) 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。
- ⑤ 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、イベント主催者等に対し、直ちに結果報告書を都道府県に提出させるとともに、関係府省庁に共有すること。

（2）関係府省庁

【事務手続】

- ① 本事務連絡の内容について、所管する業界等に広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等（※1）が、イベント開催の2週間前までを目途に都道府県に提出する（※2）よう促すとともに、提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。
(※1) イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。
(※2) 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。
- ② 本事務連絡2.（1）⑤の「イベント主催者等」の情報を集約し、適宜、全都道府県へ共有を行うこと。

「感染防止安全計画」の概要

- 「**感染防止安全計画**（以下「**安全計画**」）」は、参加人数が**5,000人超かつ収容率50%超のイベント**（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が**具体的な感染防止策を検討・記載**し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、**感染防止策の実効性を担保**するもの。
- イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めるなど、PDCAサイクルを確立。
- 感染防止策として「効果的な換気のポイント」を踏まえた修正等を実施。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

安全計画	
対象となる イベント参加人数	5,000人超かつ収容率50%超
必 須	<input type="checkbox"/> 安全計画提出 （※1、2） <input type="checkbox"/> 結果報告提出 （※3）
	<p>（※ 1）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。</p> <p>（※ 2）緊急事態措置の発令時に、上限人数を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合は、安全計画の中に対象者全員検査の実施にかかる手順等を盛り込むこととする。</p> <p>（※ 3）原則提出。（同様のイベントを実施する場合は一括して提出可。ただし問題発生時に速やかに提出。）</p> <p>（基本的対策例） ➤ マスク着用の徹底</p> <p>（安全計画）記述欄 観戦区画ごとに警備員を○名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。</p> <p>基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ、 具体的に記述し、必要に応じて専門家に確認する</p>

＜補足①＞収容率100%（大声無し）とする場合の取扱い

「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、それ以外のイベント：チェックリスト公表」で担保

（※）収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

＜補足②＞安全計画を策定しないイベントの取扱い

チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
①飛沫の抑制 (マスク着用や大声を出さないこと) の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる <ul style="list-style-type: none"> * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、①反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）。 ・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。 ・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。 ○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫（演者からの呼びかけ等）
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の計画の検討・実施 ○施設内の消毒（箇所・頻度等）の計画の検討・実施 ○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ
③換気の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □機械換気による常時換気又は窓開け換気 <ul style="list-style-type: none"> * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の設備に応じた換気 <ul style="list-style-type: none"> ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

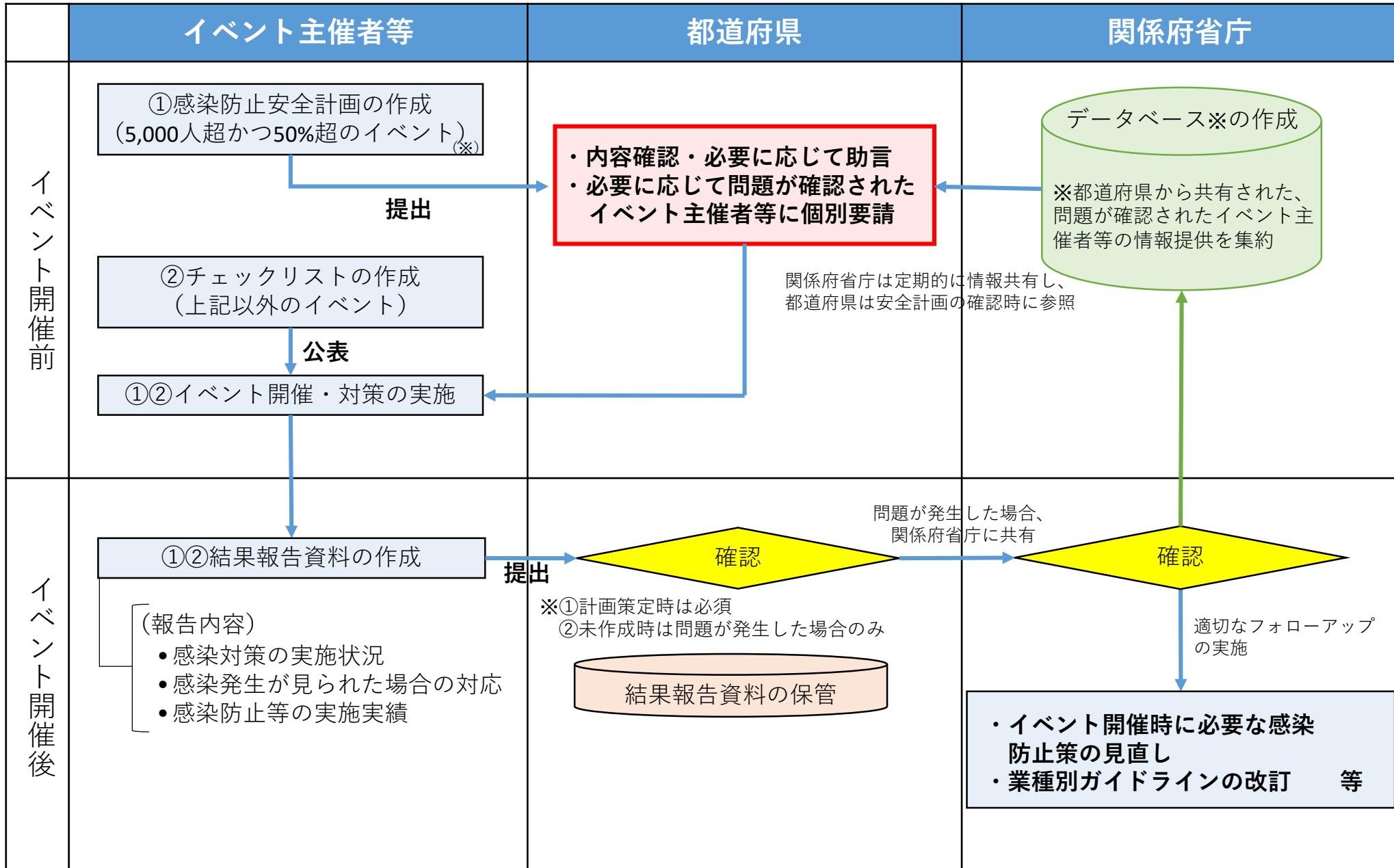
項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"> □入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 <ul style="list-style-type: none"> * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人との触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 <ul style="list-style-type: none"> * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導計画 ○密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画 ○二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導 ○収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> □飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 <ul style="list-style-type: none"> * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定 ○飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施 ○安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑥出演者等の感染対策	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに 対処する *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>	<p>○日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討 ・出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。 ・健康アプリの活用等。</p> <p>○出演者やスタッフ等と観客の接触防止策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ</p>
⑦参加者の把握・管理等	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすること。</p> <p>□時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>	<p>○チケット購入時の参加者の連絡先把握 ○COCOAや各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</p> <p>○イベント前後の感染対策に関する具体的な措置 ・警備員による公共交通機関への誘導等。</p> <p>○検温・検査実施のための体制・実施計画</p> <p>○有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備</p>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

安全計画のフォーマット（例）です。様式を指定するものではなく、各都道府県において適宜、修正・加工し、計画策定に活用いただきますようお願いいたします。

別紙4

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)	
収容定員	○○,○○○人	—
参加人数	○○,○○○人	
対象者全員検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

- 「検査結果」のいずれも対象としている。
- 実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。
(記載欄)

- 「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。
(記載欄)

- 抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

- その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：(所属)
(氏名)

主な助言内容：

イベント開催時のチェックリスト

別紙5

【第2版（令和4年7月版）】

開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

(開催案内等のURLがあれば記載)

出演者・チーム等

(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

(複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)

開催会場

会場所在地

主催者

主催者所在地

主催者連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

収容率(上限)

100%^(※)
(大声なし)

人と人との間隔
程度の間隔

50%^(※)
(大声あり)

十分な人ととの間隔
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数

〇〇,〇〇〇人

参加人数

〇〇,〇〇〇人

その他特記事項

(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。)

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第2版（令和4年7月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時
必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご
との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑 制（マスク 着用や大声 を出さない こと）の徹 底



【大声なしの場合】

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する
ため、大声（※）を出さないこと（「大声あり」のイベントの場合は除く。）や適切なマ
スク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の
正しい着用を周知・徹底し、そうした行為を
する者がいた場合には、個別に注意、退場処
分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量
で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】

「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声
を出す行為」と読み替える。

②手洗、手 指・施設消 毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場
出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設
置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共
用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③換気の徹 底



機械換気による常時換気又は窓開け換気。



入退場時の密集を回避するための措置（入場
ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するため
の人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人が触れ合
わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベン
トは、前後左右の座席との身体的距離の確保

感染防止策チェックリスト

【第2版（令和4年7月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥出演者等の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかつた際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起。

イベント結果報告フォーム

別紙6

○イベントの情報（公表する場合、＊については適宜）

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県）＊	
主催者所在地（市区町村）＊	
主催者所在地（番地等）＊	
開催会場（名前）	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“一”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	〇,〇〇〇人 (〇月〇日時点)
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

不使用欄（LOOP便宜のため白字入力済）

○感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 (具体的行動、スケジュール)	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。